

令和7年度 第3回 士別市子どもの権利委員会

日時：令和8年2月4日(水)

午後6時30分～

場所：士別市民文化センター研修室

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 第4次士別市子どもの権利に関する行動計画（案）について

**行動計画（案）の基本目標及び施策の方向性について意見をいただき、
計画内容について審議します。**

資料：概要版（案）

- (2) 第4次士別市子どもの権利に関する行動計画策定に関するスケジュール

R8.2.4 士別市子どもの権利委員会

R8.2.6 市議会代表者会議説明

R8.2.13～R8.3.16 パブリックコメント実施

**R8.3. 士別市子どもの権利委員会（パブリックコメント踏まえ計画の修正が
必要な場合に委員会開催）**

R8.4.1 公表

- (3) その他

3. 次回の委員会の日程

**第4次士別市子どもの権利に関する行動計画（案）についてパブリックコメント踏
まえ計画の修正が必要な場合は、3月末に委員会を開催させていただきます。**

4. 閉 会

※配布資料

- ・第4次士別市子どもの権利に関する行動計画（案）【差替配付】
- ・第4次士別市子どもの権利に関する行動計画（概要版）【差替配付】
- ・士別市子どもの権利委員名簿【当日配布】
- ・委員報酬・費用弁償の支払い通知【当日配付】

概要版(案)

第4次士別市子どもの権利に関する行動計画

1

計画策定の背景・目的

士別市では、「児童の権利に関する条約」及び「士別市まちづくり基本条例」の理念に基づき、子どもの権利を基本的人権として保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合うまちづくりを進めてきました。

平成25年に施行した「士別市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本計画は、子どもの意見を大切にしながら、子どもにやさしいまちづくりをさらに推進することを目的として策定するものです。

3

第3次行動計画の振り返り (評価と課題)

主な成果

- 子育て支援や相談体制、居場所づくりなど、既存施策を中心に一定の成果
- 権利に関する普及・啓発の取組を継続的に実施

明らかになった課題

- 子ども自身への直接的な周知・理解促進が十分とは言えない
- 支援を必要としていても、相談につながりにくい家庭の存在
- 居場所が安心の場にならない
- 子どもの意見を「聴く」だけでなく、「どう活かされたかを返す仕組み」が不十分

5

計画がめざす姿

子どもの日常の中で「気づく」「つながる」「使う」という権利の行使が実感されているかという視点を重視し、子どもが安心して声を出し、その声が受け止められ、活かされるまちの実現をめざします。

2

計画の位置づけ・期間

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度(4年間)
「士別市まちづくり総合計画」と連動して推進

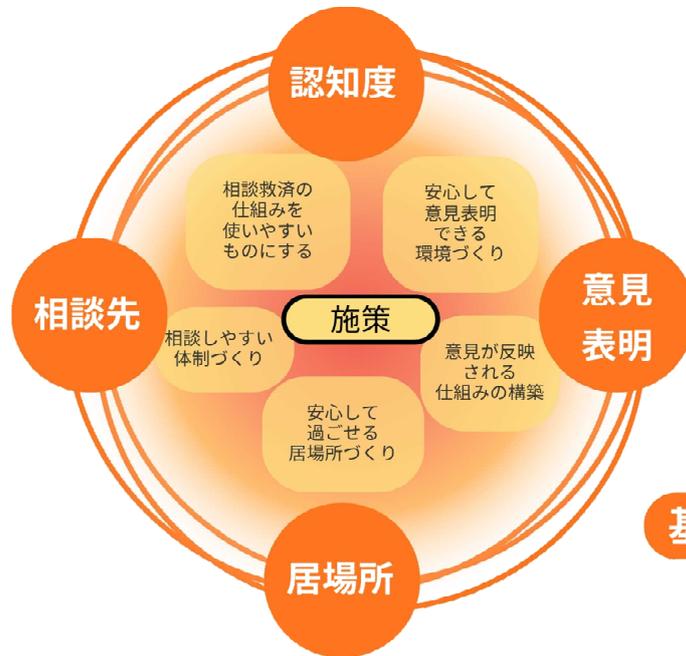


4

施策体系図

子どもの権利が 日常で実感されている状態 (アウトカム)

- ・困ったら相談できると思える
- ・安心できる居場所がある
- ・声を出していいと感じている
- ・権利を「使える」と実感している



到達点

基本目標

現状認識

根拠

アンケート調査

制度・事業は整備されているが、子どもの日常の中で「気づく」「つながる」「使う」

士別市子どもの権利に関する条例

子どもは権利の主体/意見表明/安心して育つ/救済を受ける

第4次行動計画の基本目標及び施策の方向性

		基本目標	施策の方向性
基本目標①	相談先	不安や困りごとを安心して伝え、身近な大人や支援につながるができる	子どもが相談しやすい体制づくりと支援の充実 (関係条文：権利条例第16条、第20条) ◆生きる権利◆守り守られる権利
基本目標②	居場所	安心して過ごし、人との関係を育みながら自分らしくいられる居場所が身近にある	子どもが安心して過ごせる居場所づくりと人とのつながりを育む取組 (関係条文：権利条例第12条、第16条、第17条) ◆生きる権利◆ゆたかに育つ権利
基本目標③	意見表明	自分の思いや意見を安心して伝え、その声が尊重され、反映される	子どもが安心して意見を表明できる環境づくりと意見が反映される仕組みの構築 (関係条文：権利条例第11条、第13条、第14条、第18条) ◆生きる権利◆意見表明権と参加する権利
基本目標④	認知度	自分の権利や相談先を知り、必要なときに安心して利用できる	子どもの権利と相談・救済の仕組みを身近で使いやすいものにする取組 (関係条文：権利条例第5条、第15条、第20条) ◆守り守られる権利

アンケート結果から見える現状

アンケート結果から、子どもや保護者の多くが日常生活に一定の安心感を持っている一方で、不安や困りごとを抱えていても、相談や支援につながりにくい状況が確認されました。また、居場所や相談窓口などの制度や取組は一定程度整備されているものの、子どもの日常の中で「気づく」「つながる」「使う」といった権利行使のプロセスが十分に機能しているとは言い難い状況がうかがえます。

このため、第4次行動計画では、子どもの状態を起点に、安心して相談できる環境づくりや居場所の質の向上、意見表明の実感につながる取組を重点的に進めていきます。

計画の成果指標

施策の進捗と成果を適切に把握するため、「アウトプット指標※1」と「アウトカム指標※2」の2つの視点から成果指標（KPI:Key Performance Indicator）を設定します。各指標について、4年後の目標値を定め、計画期間を通じて点検・評価を行います。

※1アウトプット指標：施策の実施量や取組状況を示す指標

※2アウトカム指標：施策の実施によって子どもや家庭、地域にどのような変化や効果が生じたかを示す指標

	基本目標	区分	数値目標	目標値 (R11年)
基本目標①	不安や困りごとを安心して伝え、身近な大人や支援につながるができる	アウトプット	「困ったときに相談できる大人を知っている」と答えた子どもの割合	70%
		アウトカム	「相談してよかったと思った」と答えた子どもの割合	90%
基本目標②	安心して過ごし、人との関係を育みながら自分らしくいられる居場所が身近にある	アウトプット	「安心して過ごせる居場所がある」と答えた子どもの割合	90%
		アウトカム	「その居場所で自分らしくいられる」と答えた子どもの割合	60%
基本目標③	自分の思いや意見を安心して伝え、その声が尊重され、反映される	アウトプット	「自分の意見を伝える機会がある」と答えた子どもの割合	85%
		アウトカム	「意見を伝えてよかった」など意見が大切にされたと感じた子どもの割合	80%
基本目標④	自分の権利や相談先を知り、必要なときに安心して利用できる	アウトプット	「子どもの権利や相談先について知っている」と答えた子どもの割合	70%
		アウトカム	「困ったときに、相談先や支援の仕組みを思い出し、使えると思う」と答えた子どもの割合	50%